

法育の社会的意義と教育効果

——民主主義社会への扉——

平 野 節 子

はじめに

- 一、法育とは
- 二、模擬裁判の展開と教育効果
- 三、教育関連法の改正と法育
- 四、生涯学習としての法育
- 五、未来への課題

はじめに

法育が、いかに体験者の心的成長を促し、社会性を高める活動であるかは、二十年以上の実践から肌で感じてきたことである。法育は、模擬裁判を中心としたアクティブ・ラーニングを通して、生きる力を育み人間力を高める教育なのである。ただし、法育が教育の領域の中でのいかなる位置にあるかは、未だ詳らかにされていない。本稿では、長年実践を重ねてきた法育について、他の学問との関係から学問的位置づけを探り、教育基本法改正^①、教育三法の改正^②と学習指導要領の改訂の関連を踏まえ、人間教育として学校教育に取り入れるべく、これまでの指導内容と教育的効果について検証したい。

一、法育とは

（一）法育の目的と教育方法

「法育」とは聞きなれない言葉だと思う。明治時代に、「知育」「徳育」「体育」「食育」と並んで、その語源があったと聞くが、その出典は定かではない。平成の時代に、法の理念を中心とした総合的教育理論として新たに構築されたものと考えてよいだろう。法育とは、自主・自律した市民を育成すると共に、人間力を高めることを目的としている。教育方法としては、裁判員裁判方式の模擬裁判を中心としたアクティブ・ラーニング^③である。法の理念や裁判の流れなどの基礎学習の上で、施設見学、裁判傍聴などを行い、裁判員裁判形式のロールプレイング学習、評議的価値判断学習など、幅広い学習方法を用意している。法律の知識や制度を教える知識習得型教育ではなく、法的価値観や

論理的思考力を高める活動型教育により、生きる力を高める教育である。

指導者は、学校教員、法学者、法律実務家、研究者、社会人、学生などで、分担・協力して実施している。法律専門家はあくまで助言者であり、中心的指導者は、教育者である。担当指導者と実施校の教員が、綿密な連携の上で授業が成立するということが、大きな特徴である。年間計画の中に組み込まれ、間隔をあけて四回以上の指導を行う、担当教員を指導して法律的知識を増やし、実施方法を話し合い、連携して参加者の個性を生かす指導法は、単なる出前授業とは大きく異なるところだろう。

模擬裁判の脚本については、犯罪の成立要件上の段階別、あるいは争点をもとに分類している。学会のメンバーが作成し、研究会で検討したものを提案する。参加者の発達段階に合わせたいくつかの脚本を校長と担当教員に示し、学校側のニーズに合わせて選択された脚本を使用する。

施設参観や裁判傍聴は、必ず、施設関係者や法律専門家に解説をお願いしている。見学・傍聴だけでなく、施設の社会的意義や処遇、裁判の仕組みなどを知ることが、法知識獲得に留まらず、社会事象の一端を知ることになり、模擬裁判への関心・意欲を高める。

法育は、自分と社会との距離を縮め、社会の一員としての自覚を向上させる。そして、自己の在り方について考える大きな一助となると考えている。

次に、学問の領域の中で、法育がいかなる位置にあるかについて検討したい。

(2) 新しい人格教育との関係

学問的には、法育は、アメリカの新しい人格教育 (character education)⁽⁴⁾ と重なる部分が多いと考えている。その理

由は、①多義的で広範囲の教育プログラムに適用できること、②核心価値 (core value)⁽⁵⁾ が多様であり、市民としての責任感や社会に貢献できる人間を育成すること、③論理的思考力、判断力、問題解決力、対人スキル、共感、内省などの発達を支援する教育であること、などが挙げられる。法育の教育方法は、問題を「議論」し、相互の推論を「批判的に考察」し、責任をもって「解決策を構想」する問題解決型学習である。

また、人格教育が、「公正で思いやりのある学校共同体」「ポジティブな青少年教育」「シチズンシップ教育」「サービス・ラーニング」など、広範囲に多様に展開されている教育活動であることも、法育と重なる。

(3) 道德教育と社会科教育の包含

法育は、学校教育の中で、道德教育と社会科教育の融合的学習体系と捉えられることもある。道德教育とは、道德的価値、「葛藤」という心的活動を重要視する点で共通する。社会科教育との共通点は、基礎的知識としての社会事象や基礎的法律用語を扱うこと、社会における生き方を模索することを目標としている点である。その意味では、社会科教育の一端であるとも言える。

したがって法育は、道德教育と社会科教育を包含する教育ということができよう。それに加えて、生徒指導的役割や「キャリア教育」としての役割も大きいことも特徴の一つである。キャリア教育とは、一般的には、単なる職業教育と理解されているが、本来は、社会的・職業的に自立した人間を育てるための教育全般を指す。中央教育審議会の答申でも、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育である。キャリア教育は、特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践されるものであり、一人一人の発達や社会人・職業人としての自立を促す視点から、学校教育を構成していく

ための理念と方向性を示すものである」と述べている（「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成二三年一月二二日））。

道徳教育において未だ多く行われているモラル・ジレンマ授業^⑥に対して、リコーナは、3Rs（読み①Reading、書きw②riting、計算a③ithmetic）に続く第四のR（尊重Respect）と第五のR（責任Responsibility）を重視している。それらを問題解決型授業の中で道徳的判断力、心情、実践意欲や態度を育成しようと考えたのである。学校は、子どもたちの自尊心を高め、他人を深く尊重し、人生に対して肯定的で積極的な価値観を持つことで、自他を尊重し、責任ある社会の一員になるための機関と考えた。それは、学校・家庭・地域の連携・協力が必要であることも強調している^⑦。

法育で扱う模擬裁判は、法律という明確な指針である固定的価値基準に基づき、被告人という他者の行動について、物的証拠・証言をもとに議論することによって事実認定をする。その過程で、物事の善悪（法）について考えさせ、自己内省を促し、自主・自律した市民を育てるのである。なお、ここで言う「法」とは、正しくあるべき様（状態）であり、「法律」は、それに基づいて人間が作ったルールである。

また、法律・規則を守ることは、他者の権利やニーズを尊重することであるので、他者理解、社会理解にも通じる。特に模擬裁判の実践から感じるのは、裁判を創り上げる過程で、思いやりと責任感が育つだけでなく、自己肯定感が高まり、体験後には、多方面で意欲が出てくるという事実である。内発的動機付けは、短期的効果に加えて、広域的で持続的な効果が期待できる教育法である。継続的・反復的学習を行えば、より効果が期待される。

（4）シチズンシップ教育

イギリスでは、二〇〇二年から、シチズンシップ教育（Citizenship education）が十六歳までの中等学校において必

修となった。⁽⁸⁾ シチズンシップ教育は、市民性教育とも呼ばれ、民主主義そのものが抱える問題に対して、自ら能動的に取り組んでいく市民の資質と能力を育成することを目的としている。その牽引者バーナード・クリックは、「クリックレポート」⁽⁹⁾において、その目的と教育像について、「われわれの目的は、まさに、この国の政治文化を変革することである。人々が、自らを能動的な市民とみなすことである。公的生活において影響力を持つことに意欲的で、影響力を持つことができ、そのために、主張して行動するに先立って証拠を秤量する批判的能力をそなえている市民として、自らをみなすことである。」と述べ、加えて、「情報に基づいた開放的な議論は、健全な民主主義にとって何よりも大切」⁽¹⁰⁾と記している。

日本でも、二〇〇〇年頃から、いろいろな立場から、教育の中で公共性をもつ市民育成の必要性が提起されるようになった。二〇一三年の中央教育審議会の高等学校教育部会⁽¹¹⁾では、生きる力の三要素に加えて、四つ目が「社会・職業への円滑な移行に必要な力」、そして、五つ目が「市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など」として、「市民性」を含めている。そして、「コアの要素を含むものとして位置づけられる資質・能力の例」として、「言語能力を活用して批判的に考える力、わかりやすく説明する力、議論する力」などが挙げられるようになった。評価の面など現場では混乱を招きかねないが、文科省としても市民性教育を取り入れる必要性を明白にしたのは、画期的である。

現在の道具主義的教育観⁽¹²⁾を脱し、学ぶこと自体が、人生に意味を持たせ、目の前の学習が、どう社会とかかわり、グローバルな世界とどうつながっているのか、他者・他国とはどこが似ていてどこが違うのかなど、犯罪という社会現象から、たくましく生きる力と広い視野で物事を見る力を身に付けてほしいということも、私の願いである。

今後は、各国の教育についても知見を深め、比較・検討し、多様な観点から法育の意義と効果について考えていきたい。本稿は、その途中報告である。

二、模擬裁判の展開と教育効果

(1) 裁判員裁判が基本

私たちが模擬裁判の基本的方式として採用しているのは、裁判員裁判方式によるものである。その内容は、①脚本に基づき配役がある公判部分と②自由発言が中心となる評議（進行は法律専門家が行うこともある）を組み合わせた二部構成である。この方式を基本とする根拠は、実際の刑事裁判の重要部分を担っている裁判員裁判の構成について、一般市民に知ってもらうことにある。衆議院議員選挙の選挙権を有する誰もが選ばれる可能性がある「裁判員」という国民としての権利について、実践的基礎知識を提供する意義は大きい。

しかし、真の狙いは、それに留まるものではない。事実認定の公判の場面では、主に傾聴力や論理的思考力を養い、評議の場面では、加えて、自己表現力と判断力を磨くのである。裁判員裁判の②の部分の評議において、裁判員という立場に立ち、検察側・弁護側双方が提出してきた証拠物や証人の供述、被告人質問などの証拠をもとに、大いに議論させる。学生を対象とした模擬裁判では、事前に脚本を読み、教員や保護者と評議における質問や自分の見解をまとめてきている者もいる。しかし、証人・被告人の返答によって全く予想しなかった展開になることもあるので、適応力・即断力が試される。

高校生や大学生を対象とした模擬裁判では、聴衆の中から裁判員に立候補があるので、その場で裁判員若しくは補

充裁判員として選任し、二、三名は参加してもらおう。

日本では、自由に議論をする中で論理的にブラッシュアップする方式は、あまり好まれてこなかった。話し合いでも会議でも、権力主導型や大声主張型の人の意見が通ることが多い。日本では、目立たないことが良いことのような風潮が未だに強い。憲法で表現の自由は保障されているが、残念ながら、学校教育の段階で、主義・主張を形成する機会はあまりない。法の下での平等が叫ばれているが、実際の社会生活においては、差別やいじめは跡を絶たない。人々の価値基準は、物事の良し悪しより、地域社会の根底に流れる「長幼の序」や因習的な「和」の精神といった古い慣習によって支配されている¹³。二十一世紀の日本は、未だ真の民主主義には程遠い状態と言わざるを得ない。

それだけに、活力ある明るい社会を形成する一つの方策として、模擬裁判における評議の場面は、模擬(バーチャル)であるがゆえに、議論に基づいて自分の意見を形成し、主張し、決断するという活動ができる格好の場なのである。その意味において、刑事裁判における評議の場面は、争点を中心に議論を積み上げ、有罪・無罪を明確に判断する「主體的に考え行動する人格」を形成する一助になると考えている。

中学生の例を示そう。裁判員が、証人間の供述の矛盾についての指摘や検察官・弁護人の立証が不十分であることなどを突いて、真実の在りかを探る。評決に至る過程では、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事訴訟法の原則が検証される。有罪と判断した場合は、刑罰ではなく治療に向かわせた方が社会秩序の維持と被告人の幸せにつながるのではないかと考える。また、被告人の出所後の更生方法や残された家族についても思いを馳せる。同時に、被害者のこと、被害者家族の思いも含め、裁判員の苦悩の議論が続いた。

決定しなければならぬことが、一人の人間の人生という重大な事柄であるからこそ、深い思考と議論が展開され

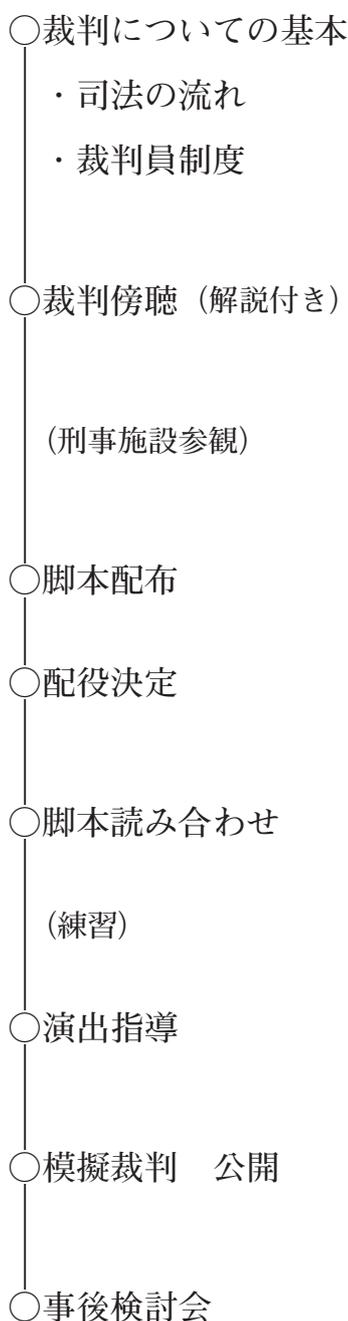
るのである。そして自然と、自分の人生や社会の在り方についても振り返るようになる。これほど、真剣に悩み、あらゆる角度から人間と行為について考える機会はあるものではない。

私たちが刑事裁判による模擬裁判を行っている理由は、裁判員裁判が刑事裁判の中でも重大事件を扱っているからだけでなく、刑事裁判は理非曲直が明確であること、生命のような重大な法益を対象とするので、人々の心的葛藤が大きく、個人個人の大きな成長が期待できるからである。

(2) 民主的社会人を育成する法育

模擬裁判教育は、法育の中核と言っても過言ではない。特に評議の場面は、法育の成果が体现されるフォーラム・ディスカッション方式 (Forum discussion) である。¹⁴ここに、中学校で実践する場合の通常の指導の流れを示す。

〈模擬裁判の指導内容〉



この図からもわかるように、模擬裁判は、単独で成り立つものではなく、民主的社会人を育成する法育の総合的成果を体现する場である。

言い添えるならば、A, 解説を付けて裁判傍聴を行った場合、B, 解説なしで裁判傍聴のみを行った場合、C, 裁

判傍聴を行わずに模擬裁判に臨んだ場合では、参加者の模擬裁判に対する取り組む姿勢（ポジティブ度）が全く異なる。むしろ、積極性が最大になるグループは、Aの傍聴した裁判内容について、傍聴終了後、専門家が解説を行った場合である。

（3）多様な模擬裁判の方式

以上のように、模擬裁判の基本方式は、公判と評議の二部構成による裁判員裁判方式であるが、以下に述べるような構成、素材、対象者によって様々な方式を用意し、展開している。

A、構成による分類

ア、脚本に基づく公判＋評議・評決

イ、脚本に基づく公判＋争点に関するシンポジウム

ウ、脚本に基づく公判＋実際の裁判の要旨の読み上げ（配布のみもあり）

エ、一定の事実認定を示した上で、評議・評決のみ

オ、脚本の骨子を示し、ディベートで展開する

B、公判部分の脚本の材料による分類

ア、実際の裁判の判決並びに弁護側・検察側の上訴趣意を参考にしたもの

イ、未だ刑事裁判が開始されていないもの、あるいは、再審裁判がなされていないが、裁判がなされるべきと思われるものについての脚本化

ウ、小説を参考素材にしたもの（森鷗外『高瀬舟』、シェイクスピア『ヴェニス商人』など）

C、対象者による分類

- ア、小学生向け
- イ、中学生向け
- ウ、高校生向け
- エ、大学生向け
- オ、社会人向け

(対象者の資質・能力によって、共通の脚本を用いることもある)

以上のような多様な模擬裁判方式は、これまでの二〇年以上の講座の中で実践し、よりわかりやすく改善を重ねてきたものである。

(4) 模擬裁判の教育効果

日本に裁判員裁判が導入されて以来、七年の時を経た。いくつかの課題を抱えつつも定着してきている。体験者からは、裁判員として参加して良かったという声が多く聞かれる¹⁵⁾。

模擬裁判終了後は、傍聴した保護者・教員から、児童・生徒の成長ぶりを見て、感動と感謝の声をいただく。それだけでなく、自分も参加して勉強する機会を作ってほしいとの声が多いのに驚かされる。

ここで、裁判員裁判に向かう大きな要因となった、裁判形式について述べておきたい。

裁判員裁判導入以前の裁判では、調書裁判主義が蔓延し、刑事裁判は裁判官が直接証人の証言などを通して心証形

成するのではなく、警察官・検察官の頭の中で構成された有罪認定の構図が書き記された供述調書をもとに裁判官が有罪判決をまとめる作業になってしまっていた。加えて、裁判官の最も重要な職務である捜査当局の監視・指導を怠ったために、捜査官による自白の強要や証拠ねつ造などの人権侵害犯罪が行われ、冤罪が発生した。

裁判員裁判では、証拠裁判主義を徹底する。証人が法廷に立ち、主尋問・反対尋問・補充尋問をする中から、真実を見極めることが期待される。裁判員は、証人や被告人に質問できるので、疑問を投げかけることを通して、事実認定を固めていく。

模擬裁判では、証人尋問について、とても重要な位置づけをしている。脚本の作者は、脚本作成段階で、発言内容だけでなく、登場人物の性格や行動についてのイメージを設定する。しかし、それを参加者に説明することはしない。公判部分の参加者は、脚本から自分が想像する人物になりきった態度と発言をする。裁判員から被告人や証人に対して投げかけられる質問に対する返答を脚本に記してはないので、被告人や証人は、事件現場を想像して返答しなければならぬ。返答によっては、被告人の故意性や状況が大きく変化し、裁判体によって判決内容が大きく異なることがあるのも、私たちの行っている模擬裁判の奥深さである。

〇小学校で二学級が同時に同じ脚本で模擬裁判を行った時も、全く異なる判決になり、それを知った教員も児童も大変驚いていた。児童たちは、何が要因で判決が違うのか協議し始める場面も見られ、裁判についてより関心が深まった。

法育は、善悪、正義ということを核として、人間や社会について多角的かつ論理的に考えさせることを大切にしていく。

その方法として、一方向的な講義形式ではなく、自らの目で見て、自ら動き、自ら考えるアクティブ・ラーニングを中心に実施している。特別な模擬的な（バーチャルな）空間で行うことは、映像やポータブルゲームと差異はないと考えるかもしれないが、模擬裁判は、個人の活動だけでなく、人と人がぶつかり合うことを含めたコミュニケーションで創り上げる創造活動ともいえる。その過程で、個人の論理的思考力や協働力など様々な力が養われる。加えて、担当する立場（キャラクター）としての考え方や社会の見方についても深めることができる。その立場に成りきって成し遂げた快感（達成感）は、自信を生み、自己肯定感にもつながり、その後の人生に大きな影響を及ぼしている。模擬裁判におけるキャラクターは、現実社会に法曹という職業として存在する。したがって、実施後、「裁判官になりたい」という将来の目標にもなりうる。実際、模擬裁判を体験してから、法曹関係者になることを心に決め、学習に打ち込むようになった生徒がいるという教員からの報告を何度も耳にする。たった一回の体験であるにも拘らず、参加者の人生をも決定づけることになったのだ。その意味では、法育は、キャリア教育の一端と宣言してもよいだろう。

三、教育関連法の改正と法育

(1) 戦後の教育改革の基本理念

第二次世界大戦後、アメリカのGHQの主導のもと、日本の民主主義の外枠が形作られていく。戦争という惨禍に向かわせた戦前の軍国主義的・官僚主義的教育を否定し、教育勅語が排除され、日本国憲法の問題に則って教育基本法が制定され、教育の「民主化」と「地方分権化」並びに、教育の「自主性保障」の理念と改革措置が戦後の教育改

革の基本理念となっていた。

教育行政では、「国民の教育を受ける権利」（憲二六条）の具体的実現についても教育法令に基づいて行われることとなる。

学校教育は、学習指導要領の内容に沿って行わなければならない。戦後間もなくの学習指導要領は、一九四七年にアメリカのコースオフスタディ¹⁶を参考に作成された試案であったが、その後、拘束力を持つようになる。昭和二十二年の学習指導要領では、「修身」「歴史」「地理」を廃止し、社会生活を理解し、社会的態度や社会的能力を養うことを目標とした「社会科」という教科が誕生した。「社会」という広大な範囲の中で、どこを切り取るかは、教員の個性と学校の環境によって異なるはずである。しかし、受験という広範囲の知識を求める関門があることで、指導者たちは知識詰め込み方式に傾いていった。司法教育については、教科書中の扱いが薄く、受験問題に出ないこともあって、ほとんど扱われていない。

その後の十年ごとの学習指導要領の改訂においても、「生活科」、「総合的な学習の時間」などの時間的枠組みは設定されてきたが、指導内容は、「道德教育の充実」だけが謳われ、「民主化」「自主性保障」の理念は置き去りにされてきた。

平成十年の改正から、「生きる力」という総括的な言葉が使われるようになるが、何を生きる力に含めるか、教員はどう指導したらよいかわからず、教育現場は混乱し、曖昧な指導が蔓延することになる。

（2）教育関連法の改正と学習指導要領の改訂

平成十八年十二月、約六十年ぶりに教育基本法が改正された。翌十九年六月には、教育三法も改正されることにな

る。学校教育法改正では、新たに義務教育の目標を定め、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標も見直された。そして、地方行政の組織及び運営に関する法律では、国と教育委員会の責任を明確にし、教育職員免許法及び教育公務員特例法では、教員免許更新制¹⁷を導入し、教員の資質向上のため、十年ごとの教員免許状更新講習を義務づけた。それを受けて平成二十年に学習指導要領の内容も改訂されることとなった。

学習指導要領における「生きる力」とは、①確かな学力、②豊かな人間性、③健康・体力の三領域をバランスよく育てることで培われるとしている。法育はこの三領域の中の「②豊かな人間性」の育成に寄与する教育法である。

今回の改訂がこれまでと大きく異なる点は、教育内容の項目として「体験活動の充実」を明確に示したことに加え、**「道徳教育の充実」**としての内容をより具体化している点であろう。小学校では「人間としてしてはならないことをしない、きまりを守る」、中学校では「社会の形成への参画」、そして、両校種において「体験活動の推進」を挙げている。

高等学校の主な改善事項では、言語活動の充実に関して「国語をはじめ各教科等で批評、論述、討論などの学習を充実」させることが新たに追加された。批評や討論を教育内容の前面に出すことで、生徒同士の自主性・主体性を高めようとしたこの改訂は、これまでの政府に従順な人材の育成から、グローバル社会を生き抜くことができる日本人の育成という、未来を見据えた教育の大転換と言ってもよいだろう。

また、体験活動の充実の中に、「ボランティア活動などの社会奉仕や就業体験の充実（特別活動）」を取り上げている。受験に向けた知識詰め込み授業優先の教育から、視野を広げ、社会を見つめる視点の必要性を学習指導要領に盛り込んだことは、これまでの知識重視・学歴偏重社会が、コンピュータ技術の発展によって知識基盤社会に変革した

現実を見据えてのことであろう。道德教育では、「人間としての在り方生き方に関する学習を充実」させることを、公民「現代社会」と特別活動においても実施することを明示している。道德教育を社会科と他教科において横断的に扱うことを指導要領に明記することは、これまでになかったことである。

(3) 法育の視点から

法育は、社会科教育、道德教育という枠に囚われない、正に、総合的人間学である。社会の在り方を多角的視点から見つめ直し、民主的社会に生きる自主・自律した人間の生き方を示唆することを目的としている。

社会科の司法制度や裁判制度などについての基礎知識を得ることは必要だが、そのための教育ではない。裁判傍聴や更生施設を見学することで、社会の現状の一端を知り、人間とは何かを考えさせる。模擬裁判を構築する段階では、お互いに批判し合い、たくさんの議論を重ね、被告人の人生について考えると共に、自分はどうのような質問や発言をしたらよいのかを言語を駆使して考える。そして、自分はどう生きるべきか、どんな社会にすべきかを追求し始めるのである。これほどたくさんの教育的要素を含んだ教育活動が他にあらうか。

模擬裁判を実施するにあたって、重要な基礎的要素としては第一に言語能力の育成が挙げられる。授業の中での担任の取り組みに加えて、学校として、校長主導の取り組みは効果的である。

これまで十年近く、毎年、模擬裁判を実施している東京都北区立〇小学校に指導に行くと、児童は言語についての興味・関心が高く、たいへん積極的に質問してくる。日常の学習時に辞書を引く癖がついているので、わからないことはすぐに辞書で調べる。分厚い辞書は付箋だらけで、ポロポロである。難解な法律用語についても、自ら辞書を引き、スマホやパソコンで調べ、そして、指導者にも質問してくるのである。

国語の研究校であったこともあるかもしれないが、その土壌を形作ったのは、前校長（法育を小学校教育に取り入れた校長）の取り組みにある。毎月一つの有名な詩を校長が選定し、一年生から六年生までがその詩を暗記する。暗唱できるようにになったら、休み時間などの時間を見つけては校長室に行き、校長先生の前で発表するのである。見事に暗唱できた児童には、賛美とシールなどのご褒美を与え、達成感を味合わせる。早く覚えられた児童は、集会の時などに全校児童の前で発表させる。早く覚えたいと、あらゆる場所で練習しているそうである。

このような、日常の言語活動は、語彙を増やすだけでなく、知らない言葉への抵抗感を減らし、興味を厚くする。校長という、児童にとっては手の届かない存在に感じている人の前で詩を述べることは、さぞかし緊張することだろう。学級では、発表できる児童とそうでない児童の格差が存在するが、全員が平等に校長室という特別な空間に入ることができ、表現する機会が他にも数多く準備されているからこそ、主体的・能動的に表現することに抵抗感が薄いのであると思う。

したがって、模擬裁判でも、発言したい児童が、ほぼ学級の全員の三十名であるので、二学級の場合は、二つの法廷を同時に開廷する。一学級の場合は、児童の希望・意欲を大切にし、弁護人が五人、検察官が四人、被告人も男女二人が交代で発言するなど、一つの役割を分担して行う形態で実施することも多い。過去には、傍聴席に児童の姿はなく、保護者と教員が溢れていたこともあった。

四、生涯学習としての法育

これまで、法育の対象者としてきたのは、小学生、中学生、高校生、大学生、そして、社会人である。今後は、対

象者の範囲を、障害者、更生施設に入所している少年たちにも広げたいと考えている。

なぜなら、様々な年代の参加者から、犯罪予防効果があるにちがいないと指摘されてきたからである。非行防止教育・安全教育としての役割をどれほど果たしているのかという追跡調査を行っていないので、検証しようがないが、体験者から実感として意見を言われるのは有難いことである。模擬裁判では、犯罪予防的効果を期待した題材も取り上げる。加えて、被害予防のための心構えや被害に遭った時の行動指針も指導する。それによって、法律についての興味・関心を深め、自己防衛力を高めてほしいからである。法育の効果が花開いていくには時間がかかるからこそ、繰り返し¹⁶の指導が重要であると思う。

人々は、マスコミや書物から断片的な法律や犯罪についての知識を得ている。しかし、どこか他人事で、自分には関係ないと思っている。また、犯罪は恐ろしい、犯罪者は「特別な悪い人間」という誤った認識があるので、犯罪者の更生まで思いは及ばない。犯罪や刑罰についての正しい知識を得る機会がないまま社会人となり、親になる。

一般刑法犯の検挙人数では、二十歳未満の検挙数が減少しているのに対して、五十代以上の検挙人数が十年前に比べて倍増している。¹⁶ 長老者が犯罪に手を染めていては、少年たちは誰を手本にすればよいのだろう。社会教育としても法育の果たす役割は大きい。体験で得た知識は、書物で得た知識より、長時間、鮮明に記憶に残っている。ましてや、違う発達段階で模擬裁判体験を重ねれば、より確実な知識となり行動規範となるに違いない。

模擬裁判を体験した生徒や傍聴した教員・保護者から、「もつと幼いうちから指導してほしかった」「他の犯罪について扱った模擬裁判も体験したい」「毎月、模擬裁判の授業をしてほしい」などというご意見を多数いただく。

法育の活動は、生涯学習として、人生の中で反復的・継続的に体験すべき価値あるものである。

五、未来への課題

(1) 現代社会の抱える難問

①急速に変化している現代社会については、グローバル社会、情報社会、多様性社会、知識基盤社会、格差社会などと表現され、どれも社会の有様を、それぞれの観点からの確に切り取っている。第二次世界大戦後、高度成長時代を経て、日本は、先進国の仲間入りを果たし、成熟社会と言われるようになって、人々の利便性と長寿への欲望は留まるところを知らず、技術の進歩はより加速している。

特に、情報産業分野における進化は飛ぶ鳥を落とす勢いで、人間が人間の知力を越える人工知能（AI）を作り出した。¹⁹二〇一六年三月には、人間の究極の知的ゲームである囲碁の世界チャンピオン、イ・セドルが人工知能のソフトAlphaGo（アルファ碁）に敗北した。十五万の局面を人工知能に学習させ、ディープラーニング²⁰によって勝つ時の共通の石の並び方を選び出した結果だという。コンピュータは、与えられたコマンドをただ単純に実行する機械と思われてきたが、近い将来、人間の脳の働きにより近い、思考や心を持つ自律的人工知能を持つAIロボットが、一家に一台という時代が来るかもしれない。宇宙物理学者スティーブン・ホーキング博士は、「AIが知力で人類を上回るようになる」「AIが人間の力を借りず、自律的に問題を改善する能力を持つようになれば、そう遠くない将来、真のリスクとなりうる」と警告している。²¹

あまりの技術進歩の速さに、未来の社会が予測できない。そのような社会で仕事をし、生きていくためには、どんな力が必要なのだろう。人間にしかできないことを模索・創造していかなければならない。教育が負う責任は大きい。

②地域社会が崩壊すると共に、家族や家庭の在り方が著しく変容してきている現在、少子化による過度の子どもへの愛着により生じる問題、自己中心的な思考による多様な紛争や犯罪が跡を絶たない。平成二十五年度の児童相談所への児童虐待相談件数は、七三七六五件となり、過去最高である。⁽²²⁾自分が置かれている客観的状况を冷静に認識させ、情緒的感情を合理的・客観的な方向に向けるための支援ができる人材を育てなければならない。規範力を備えた人間を育成することは、自己理解を深め、他者理解に努め、将来的には、弱者を支援する人材育成に役立つこととなるだろう。

(2) 法育の課題

第一に、教員の資質向上である。先に述べたように、学校教育では、教育内容や求められる人間像が大転換している。しかし、長年にわたり多くの教育現場を経験してきた者として言わせてもらえば、教員の意識変革は遅々として進んでいない。

教員免許更新講習において模擬裁判教育を体験した教員は、口を揃えて、「素晴らしい経験をさせてもらった」と感謝の意を述べる。しかし、自校で自ら実践する教員は、受講数の数パーセントである。尋ねてみると、①法律的知識がないので、指導できない。②効果ある脚本を作れる自信がない。③新たな取り組みになるので、学校側を説得できるかどうかわからない、ということが主な理由であった。これらについて、若干の説明を試みると以下の通りである。

①社会科教員であっても、裁判員制度については不確かな知識しか持ち合わせていない。社会の変化に敏感に反応し、積極的に新たな事象や制度について学習しようとする意欲がなければ、児童・生徒に時代に即した知識と技能を

身に付けさせることは難しい。ましてや、道徳科や国語科の教員ともなれば、法律と聞いただけで拒絶反応を示す。

我々の行っている模擬裁判教育は、裁判員教育の一端も担っているもので、刑事司法の流れや基本的な法律用語を学ぶ必要がある。しかしそれは、外部人材を利用すれば済むことである。方法はともかく、依頼すれば、裁判所だけでなく、弁護士、司法書士、行政書士の方々も指導者や助言者として関わってくれる。担任教員は特に多忙であるので、外部人材や副担任、他教科の教員などの力を借りて、まずは、実践してみることである。

②脚本についても同様で、許可を得れば模擬裁判実践集から拝借して使用することは可能である。本来は、悩みながらでも教員自身が作成した方が、教員自身の成長の糧となるのだが、時間的・能力的制約があると感じている場合は、まずは他人の作成した脚本をもとに実行してみるのが一番である。VTR教材や実際の事件を基に、法律上の争点とあらすじを考えて、指導経験者や法律家とともに組み立てていくのもよいだろう。失敗しても実行してみることで、実行すれば、児童・生徒の心の成長に感動し、そこから、教員自身の意欲も高まっていくことがこれまでの実践から明らかになっている。模擬裁判は、生徒だけでなく教員についても、教育に対する意欲を増進し、自己肯定感を高める双方向的教育力を有している。

だからこそ、題材を変えて何度も様々な発達段階で取り組んでほしい。模擬裁判を繰り返すことで、児童・生徒の心の成長は、二乗、三乗に増大することは間違いない。教員研修に取り入れてはいかがだろうか。

近い将来、中学生・高校生による脚本選手権大会を企画する予定である。

③二〇〇九年五月に法務省主導で裁判員制度が始まって、いきなり司法という特別な領域に、一般市民が参加できることになったのだから、人々に畏れと戸惑いがあるのは仕方がないことである。しかし、この司法改革によって、

日本がようやく真の民主主義社会への第一歩を歩み始めたのは明白である。

そして、二〇一六年七月から、選挙年齢が十八歳に引き下げられた⁽²³⁾。十八歳以上の国民が「主権者の代表」として、国の政治に参加する権利を保障されたのである。衆議院選挙の有権者の中から裁判員は選任されるので、今後は、十八歳から裁判員に選ばれる可能性がある。したがって、これまでよりも一層、高等学校までの教育課程で裁判員としての職務と心構えについて学ぶ必要性が出てきた。なおざりにされてきた公民教育の一部が、「主権者教育⁽²⁴⁾」と名を変えて推奨されるようになったので、管理職としても学校教育の中で実行しなければならないという意識は強くなっている。

第一に、学校教育で、児童・生徒に継続的に指導を行い、法育の指導者に成ることを期待したい。それだけでなく、教員養成段階で、法育の活動を取り入れることや各校の教員研修で模擬裁判などを実施することで、即戦力としての法育指導教員を育成できれば、教員の資質向上に役立ち、国民の意識改革は速度を増すであろう。

第二には、異地域・異年齢交流としての模擬裁判を実現したいと考えている。K中学校では、二年生が三年生の実施する模擬裁判を傍聴する。模擬裁判についてのイメージを持つだけでなく、次年度、自分たちが実施するときにはより良いものにしたという意欲を掻き立てている。三年生から二年生に直接的指導は行っていないが、二年生も裁判や法律について興味を持ち、自主的に調べたり、すすんで裁判傍聴に行ったりしていると聞く。

学校教育の中では「縦割り」というのだが、校内だけでなく、発達段階の異なる学校種間で指導・実践するのも効果的だと思う。これまでも、大学生が模擬裁判の時に、裁判員の役割を中学生に指導したことはあった。今後は、大学生が指導者となり、高校生を指導して模擬裁判を実施することや地域の人々が指導者となって学生を指導するなど、

指導形態を拡張してみたい。様々な場面を用意することで、多様性社会に生きる適応力を伸長できると考えている。

第三に、将来的には、「サービス・ラーニング」としての法育にも取り組みたい。サービス・ラーニングとは、コミュニティと連携したシチズンシップ教育であるが、現在の学校教育では、学生を地域のボランティア活動に、数回参加させて、感想を書かせて講座は終わり、ということが多い。教育として位置づけるならば、共同体としての社会に参画させていくだけでなく、社会の在り方を批判的に捉え、利害の衝突も体験させる経験も必要であると考ええる。そして、コミュニティの問題を発見させ、変革するところまで関わることができれば、本当のシチズンシップ教育となるだろう。

これらは大学教育の中で本気で行えば、活気ある地域づくりに大いに役立つ。私も法育の活動と並行して、過疎地活性化や乳児・幼児を持つ保護者たちの交流の場づくりを行ってきたが、学生を参加させるとなると、卒業後もいかに継続させるかが鍵となってくるだろう。これまでの経験を生かして取り組んでみたい教育法である。

(3) 日本法育学会の設立

当初は有志で始めた模擬裁判教育であったが、徐々に教育的内容を増やし、五年ほど前からは、毎月、テーマを決めて勉強会を開催する組織として「日本法育研究会」が設立された。アンケートを取るなど、データの検証を始めたのも、その頃からである。そして、二〇一六年一月からは、会員からの強い要望で、「日本法育学会」という全国組織となった。今後は、日本各地のメンバーによる実践報告も楽しみである。二〇一六年六月二十五日には、第一回国研究大会を開催した。木谷明先生の特別講演や様々な分野の研究者の方々の発表、シンポジウムを行い、とても有意義で、実り多い大会となった。

これからも総合的人間教育としての法育の充実を図り、その教育方法と効果について研究を深めると共に、その普及に努めたい。

- (1) 平成一八年二月改正。これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされた。
- (2) 平成一九年六月、「学校教育法」、「地方行政の組織及び運営に関する法律」、「教員免許法及び教育公務員特例法」の三法が改正された。
- (3) 教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称(平成二四年八月二八日中央教育審議会答申)。
- (4) 「道徳的価値を学び、それについて話し合い、行動モデルを観察し、多様な価値観が交錯する問題について解決をはかることで、次第に核心価値を深く理解し、多様な資質・能力を身につけるようになる」教育である(柳沼良太『実効性のある道徳教育 日米比較から見えてくるもの』教育出版、二〇一五年、五〇・五一頁)。
- (5) 例として、「誠実」「正義」「おもいやり」「公平」「信頼」「責任」「尊重」など、あらゆる文化において広く認められている価値をさす。
- (6) どちらを選んだら良いかわからないような二つの道徳的ジレンマの選択肢を示し、その際の反応と選択した理由づけを述べさせる授業。ローレンス・コールバーグが提唱した。
- (7) Thomas Lickona, 『Educating for Character-How Our Schools Can Teach Respect and Responsibility』, Bantam, 1991, P. 67 (三浦正訳『リコーナ博士の心の教育論—〈尊重〉と〈責任〉を育む学校環境の創造』慶応義塾大学出版会、一九九七年、七三頁)。
- (8) 市民性教育とも呼ばれ、その目的は「民主主義そのものが抱える問題に対して、自ら能動的に取り組んでいく市民の資質と能力の育成」である。

- (9) Citizenship Advisory Group, Education for citizenship and the teaching of democracy in schools: Final report of the Advisory Group on Citizenship, 1998.9.22, p.8
- (10) 長沼豊他編著、バーナード・クリック他著、鈴木嵩弘他翻訳『社会を変える教育 Citizenship Education —英国のシチズンシップ教育とクリック・レポートから—』キーステージ21 二〇一二年、一一五頁。
- (11) 中央教育審議会高等教育部会「初等中等教育分科会高等学校教育部会の審議の経過について」二〇一三年一月。
- (12) 「テストや受験のためだったり、資格や就職のためだったりして、教育が外形的な意義しか持たない道具のようにみなされてしまう」こと（広田照幸『高校生を主権者に育てる—シティズンシップ教育を核とした主権者教育—』学事出版、二〇一五年、二八頁）。
- (13) 阿部謹也『日本人の歴史認識—「世間」という視角から』岩波新書 二〇〇四年、七頁。
- (14) 示された話題について、出席者全員が参加するという討議の一つの方法である。
- (15) 最高裁判所 裁判員制度 東京地方裁判所「裁判員経験者の意見交換会議事概要」二〇一六年三月十四日他。
- (16) アメリカ合衆国各州の教育課程を指す。
- (17) 二〇〇七年六月の教育職員免許法の改正により、二〇〇九年四月から導入された。
- (18) 『平成二七年版犯罪白書』六頁。
- (19) デミス・ハサビス（コンピュータ技術者・Deep Mind 創業者）が創造した。
- (20) 人間の頭脳を構成する無数の神経細胞のメカニズムを従来よりも正確に模倣した新種のニューラルネットワーク技術のことである。
- (21) 英フィナンシャルタイムズ紙 二〇一四年二月三日版。
- (22) 全国二〇七か所の児童相談所における平成二四年度の相談件数は、六六七〇一件で、平成二五年度の対前年度比は、一一〇・六%である。平成二年に統計を取り始めてから増加の一途をたどっている（平成二六年八月四日の報道関係資料による平成二五年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数等）。

(23) 国民投票法が二〇一四年六月、公職選挙法が二〇一五年六月に改正され、国民投票権・選挙権年齢が一八歳に引き下げられた。

(24) 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を発達段階に応じて身に付けさせることを目的とした教育のことである。